

平成 30 年 10 月 31 日

## 善意銀行預託物品（精米）払出について

生野区社会福祉協議会の善意銀行にご預託いただいた精米をご活用いただける団体を次のとおり募集します。

### 1 申込要件

以下の要件をすべて満たしている団体のみ申し込みが出来ます。

- ▶ 預託精米を使い、食事の提供を通じて、子ども・障がい・高齢者など多様な対象が集える居場所づくりを行っていること。
- ▶ 生野区内の活動、もしくは生野区民に提供されること。
- ▶ 申請団体は非営利かつ公益の事業をおこなっている団体であること。
- ▶ 預託精米を使った食事にて、対価を得ていないこと。（原則、無償提供）
- ▶ 預託物品を他に転売、販売、譲与しないこと。
- ▶ 応募内容に不備や不明があった場合は、担当者へ追加の説明や提出資料を求める。
- ▶ 要件を満たさない場合は申込みを棄却することがある。

### 2 申込方法

所定様式「善意銀行預託物品（精米）払出の申込み」に必要事項を記載し実施先へ直接持参、もしくは郵送で申込。

### 3 申込期限

**11月9日（金）** ※郵送での申込は11月8日消印分まで有効

#### 4 払出の決定

申請内容に不備がないか、要件を満たすか等を確認・審査し、応募が有効な団体へ払出を決定する。なお、申込多数の場合は払出量の調整をおこなう。

払出決定は電話もしくは FAX 等で通知する。

#### 5 払出期限

払出は実施先で行い、払出決定から 1 週間以内を期限とする。

#### 6 実施先および問合せ先

〒544-0033

大阪府大阪市生野区勝山北 3-13-20

社会福祉法人 大阪市生野区社会福祉協議会

(担当：岩崎・吉田)